

## 施設総合管理業務経費に係る補足資料

東淀川区民会館（以下「区民会館」と言う。）は、東淀川屋内プール（以下「屋内プール」と言う。）〔大阪市経済戦略局所管〕及び東淀川図書館（以下「図書館」と言う。）〔大阪市教育委員会所管〕との複合施設であり、施設管理に係る各種点検業務等については、複合施設で一括して契約し、経費を各施設で按分負担することで実施しているものがあります。

共同で管理すべき業務については、屋内プール及び図書館の所管局で協議の上「複合施設の維持管理に関する協定書」（資料 14- 2）により管理区分を定め、同覚書（資料 14 - 3）により、契約担当者及び経費按分比率等を定めています。

大阪市にて契約を担当するものについては、原則、指定管理業務代行料に含まずに直接支出することとしていますが、上記覚書に基づき、経済戦略局が契約を担当する業務に係る経費については指定管理業務代行料に含めています。

なお、複合施設の維持管理に関する協定書及び同覚書については、関係各位の協議により内容を変更することがあります。